

飯盛斎場火葬使用料の減免申請について

飯盛斎場の火葬申請をする場合、故人の住所が死亡時に守口市・門真市・大東市・四條畷市であった場合で、故人が生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けていたことを証明可能な場合は、飯盛斎場使用料減免の対象となります。事前に下記書類をご提出ください。

なお、飯盛斎場の使用料納入後に減免申請をされる場合は、生活保護担当課に葬祭扶助の受給について確認が必要となりますので、組合にご相談ください。

【注意】

令和元年11月11日より、斎場使用料の減免適用範囲から火葬申請者が除外されましたので、ご注意ください。

■提出書類

死亡者の生活保護証明書

■減免額

10,000円

■提出先

〒575-0012

大阪府四條畷市大字下田原448番地

飯盛霊園組合 業務係

■お問い合わせ先

0743-78-2951